

総合精度管理委員会運営規程

(委員会の設置)

第1条 総合精度管理委員会は、社団法人全国労働衛生団体連合会の定款第29条に基づき設置された委員会であり、この規程は同条第6項に基づき委員会の運営に関する細則を定めるものである。

(委員会の役割)

第2条 総合精度管理委員会は、優良な労働衛生機関の育成を目的として労働省から委託を受けた総合精度管理事業について基本計画の策定その他重要事項の審議並びに精度管理調査の実施、評価及び専門技術に関する教育の業務を行う。

(専門委員会の設置)

第3条 総合精度管理委員会に専門的事項を審議するため次の専門委員会を設ける。

- (1)労働衛生検査専門委員会
- (2)臨床検査専門委員会
- (3)生理機能専門委員会
- (4)エックス線写真専門委員会
- (5)健診システム専門委員会
- (6)健診事後措置調査検討委員会

(労働衛生検査専門委員会の業務)

第4条 労働衛生検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)鉛・有機溶剤健康診断に係る代謝物等の精度管理調査の実施に関すること。
- (2)鉛・有機溶剤健康診断に係る代謝物等の測定技術向上研修に関すること。
- (3)鉛・有機溶剤健康診断の代謝物等の検査技術に係る専門的事項の講習に関すること。

(臨床検査専門委員会の業務)

第5条 臨床検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)一般健康診断に係る臨床検査の精度管理調査の実施に関すること。
- (2)一般健康診断に係る臨床検査に係る測定技術向上研修に関すること。
- (3)健康診断の臨床検査に係る専門的事項の講習に関すること。

(生理機能専門委員会の業務)

第6条 生理機能専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)健康診断の生理機能検査に係る精度管理調査に関すること。
- (2)生理機能検査に関する健康診断手法の向上普及に関すること。
- (3)健康診断の生理機能検査に係る専門的事項の講習に関すること

(エックス線写真専門委員会の業務)

第7条 エックス線写真専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)胸部エックス線写真の撮影技術の評価に関すること。
- (2)医師及び診療放射線技師等に対する胸部エックス線写真の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の講習に関すること。
- (3)胸部エックス線写真の撮影技術に関する技術向上実地指導に関すること。

(健診システム専門委員会)

第8条 健診システム専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)健康診断システムの適正化に関すること。
- (2)医師に対する健康診断に係わる専門的事項の講習に関すること。
- (3)看護婦(士)・保健婦(士)に対する健康診断全般にわたる基本的事項及び専門的事項の講習に関すること。
- (4)臨床検査技師及び診療放射線技師に対する健康診断全般にわたる基本的事項の講習に関すること。

(健診事後措置調査検討委員会)

第9条 健診事後措置調査検討委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1)労働衛生機関における健診事後措置実施状況の実態把握及び分析に関すること。
- (2)健診事後措置に係る好事例の収集及びマニュアルの作成に関すること。
- (3)健診事後措置実施担当者に対する講習に関すること。

(委員の選任)

第10条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員は、常任理事会の同意を得て会長が委嘱する。総合精度管理委員会の副委員長は、委員会において互選する。専門委員会の委員長及び副委員長は、各専門委員会において互選する。

(委員の任期)

第11条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の任期は、定款第15条に定める役員の任期に準ずるものとする。

(委員の定数)

第12条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の定数は12名以内とする。

(特別委員)

第13条 専門委員会に必要がある場合は、委員のほかに特別委員若干名を置くことができる。特別委員は、学識経験者のなかから総合精度管理委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

特別委員は、委員の定数に含めない。

(委員長及び副委員長の職務)

第14条 総合精度委員会及び専門委員会の委員長は、委員会を統括して会議を運営する。

総合精度管理委員会の副委員長は、委員長を補佐して会議を運営し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

総合精度管理委員会の委員長は、必要がある場合は総会又は理事会に出席し、総合精度管理事業の重要事項について意見を述べることができる。

専門委員会の委員長は、総合精度管理委員会に出席し、付託された専門の事項について報告するものとする。

(委員会の招集)

第15条 総合精度管理委員会は、委員長が招集する。

専門委員会は、各専門委員会の委員長が招集する。

総合精度管理委員会及び専門委員会を招集するときは、委員に対して会議の14日前までに書面により通知しなければならない。

ただし、緊急もしくは特別な理由がある場合はこの限りでない。

(委員会の議事)

第16条 総合精度管理委員会及び専門委員会は、委員の現在数の過半数の出席をもって成立する。

会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

専務理事、常任理事及び事務局長は総合精度管理委員会及び専門委員会に出席し、議案の審議に参加することができる。

第 17 条 この規程に定めのない事項は、総合精度管理委員会において審議する。

付 則 この規程は、平成 12 年 6 月 1 日より施行する。